

○野洲市社会教育委員条例

平成16年10月 1 日

条例第89号

改正 平成26年 3 月27日条例第 6 号

(設置)

第 1 条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

(平26条例 6 ・ 一部改正)

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成16年10月 1 日から施行する。

付 則（平成26年条例第 6 号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。